国空安政第　　号、国空無機第　　号
令和　年　月　日

航空局長

「航空保安業務処理規程第４運航情報業務処理規程」の一部改正について

標記について、航空保安業務処理規程（昭和 42 年３月 13 日空総第 130 号）第４運航情報業務処理規程のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改正後	改正前
Ⅱ　運航援助情報業務 （Ⅴ）運航監督	Ⅱ　運航援助情報業務 （Ⅴ）運航監督
Ａ　運航許可等	Ａ　運航許可等
１～３　（略）	１～３　（略）
４　許可等の手続き	４　許可等の手続き
（１）　意見照会	（１）　意見照会
ａ～ｂ　（略）	ａ～ｂ　（略）
（２）　その他申請の取扱い ７から１６までの基準にかかわらず、許可等の手続きについて航空局安全政策課長若しくは無人航空機安全課長又はその双方が申請の取扱いを別に定めた場合には、それに基づいて措置するものとする。	
（３）　許可条件	（２）　許可条件
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
（４）　許可等の処分許可書の様式は、原則として各条に規定する所定の様式によるものとする。 ただし、法第６０条ただし書、法第７９条ただし書又は法第８１条ただし書の規定による許可を一括して行う場合の許可書の様式は様式６－２によるものとする。	（３）　許可等の処分許可書の様式は、原則として各条に規定する所定の様式によるものとする。 ただし、法第６０条ただし書、法第７９条ただし書又は法第８１条ただし書の規定による許可を一括して行う場合の許可書の様式は様式６－２によるものとする。
（５）　許可等の通知 （略）	（４）　許可等の通知 （略）
５～８　（略）	５～８　（略）
９　法第７９条ただし書の規定による許可事務（場外離着陸場における離着陸の許可） 本条は、航空機が空港等以外の場所（以下本条において「離着陸場」という。）において離陸し、又は着	９　法第７９条ただし書の規定による許可事務（場外離着陸場における離着陸の許可） 本条は、航空機が飛行場以外の場所（以下本条において「離着陸場」という。）において離陸し、又は着

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>陸する場合の法第７９条ただし書の規定による許可事務について規定する。
（１）許可の趣旨
法第７９条ただし書に規定する許可は、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、一定の基準に従って設置管理されている空港等以外の場所における離着陸を原則として禁止し、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障がないと認めて国土交通大臣が許可した場合に限り例外的に禁止を解除しようとする趣旨で設けられているものである。
（２）　（略）
（３）許可基準
飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げるａ及びｂの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。
なお、本条の許可は、これにより被許可者に対し土地の使用権を取得させるものではないため、他人の土地を離着陸場として使用するときは、その土地の所有者又は管理者の承諾が必要であることは当然のことであるので、許可に当たっては、申請者に対して当該土地を使用する権限を有していることを確認の上、許可するものとする。

ａ　離着陸地帯等の要件
（ａ）・（ｂ）　（略）
（ｃ）垂直離着陸飛行機又はマルチローターの離着陸の用に供する場合
離着陸地帯等の規格は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
<table><tr><td>離着陸地帯</td><td>位置及び方向</td><td>（ａ）に同じ。</td></tr><tr><td></td><td>形状及び強度</td><td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図９）をいう。以下本条において同じ。）の１．５倍のいずれか大きい値以上であること。
強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
形状については、別図１０のとおりとする。</td></tr><tr><td></td><td>表面</td><td>十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は２%であること。</td></tr><tr><td></td><td>接地帯</td><td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値の０．８３倍のいずれか大きい値以上であること。
表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は２%であること。</td></tr></table></td><td>陸する場合の法第７９条ただし書の規定による許可事務について規定する。
（１）許可の趣旨
法第７９条ただし書に規定する許可は、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、一定の基準に従って設置管理されている飛行場以外の場所における離着陸を原則として禁止し、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障がないと認めて国土交通大臣が許可した場合に限り例外的に禁止を解除しようとする趣旨で設けられているものである。
（２）　（略）
（３）許可基準
飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げるａ及びｂの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。
なお、本条の許可は、これにより被許可者に対し土地の使用権を取得させるものではないため、他人の土地を離着陸場として使用するときは、その土地の所有者又は管理者の承諾が必要であることは当然のことであるので、許可に当たっては、申請者に対して当該土地を使用する権限を有していることを確認の上、許可するものとする。

ａ　離着陸地帯等の要件
（ａ）・（ｂ）　（略）
（ｃ）垂直離着陸飛行機又はマルチローターの離着陸の用に供する場合
離着陸地帯等の規格は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
<table><tr><td>離着陸地帯</td><td>位置及び方向</td><td>（ａ）に同じ。</td></tr><tr><td></td><td>長さ及び幅</td><td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図９）をいう。以下本条において同じ。）の１．５倍のいずれか大きい値以上であること。
形状については、別図１０のとおりとする。</td></tr><tr><td></td><td>表面</td><td>十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は２%であること。</td></tr><tr><td></td><td>接地帯</td><td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD’値の０．８３倍のいずれか大きい値以上であること。
表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は２%であること。</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後		
		強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図１０のとおりとする。 ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。
安全区域	範囲は、離着陸地帯の縁から３メートル又は使用機のD’値の０．２５倍のいずれか大きい値以上であること。 表面のこう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなる場合は可能な限り航空機の損傷を軽減できるこう配であるか、外側に向かって高くなる場合は4%以下であること。 形状については、別図１０のとおりとする。	
PSS	１分の１のこう配を有する別図１１に示すPSSを少なくとも一つ設定し、PSSの上に出る高さの物件がないこと。ただし、転移表面を設定する場合は、PSSを設定しなくてもよい。なお、安全区域端をPSSの底辺とする。	
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、使用機の上昇・旋回性能や障害物との安全間隔等に応じ、別図１２（１）又は別図１２（２）のとおりとする。なお、安全区域が円形の場合は、安全区域の直径と同じ長さで、進入方向に直交して安全区域の円に外接する直線を進入表面の底辺とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、別図１３によることができる。また、運航の安全性に重大な影響がない場合は、進入方向交差角を135度未満又は進入表面を１方向にすることができる。 進入表面のこう配は、別図１２（１）又は別図１２（２）に示すこう配以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。ただし、使用機の上昇・旋回性能や障害物件との安全間隔等を考慮して進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが１５２ｍ（５００ｆｔ）となる進入表面のこう配以下とする。	
転移表面	転移表面は、２分の１以下のこう配を有する別図１２（１）又は別図１２（２）に示す表面とし、転移表面の上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域が円形の場合は、進入方向に平行して安全区域の円に外接する直線を転移表面の底辺とする。ただし、離着陸に際して横方向への移動手順を必要としない場合は、転移表面は不要とすることができる。	

ｂ　（略）

（４）許可期間

ａ～ｄ　（略）

ｅ　前各項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、１年を限度とし包括的に許可することができる。ただし、（ｃ）及び（ｄ）については垂直離着陸飛行機又はマルチローターを除く。

（ａ）当該離着陸場において空港等に準じた管理が行われている場合

（ｂ）～（ｄ）　（略）

（５）　（略）

改正前		
		強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図１０のとおりとする。 ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。
安全区域	範囲は、離着陸地帯の縁から３メートル又は使用機のD’値の０．２５倍のいずれか大きい値以上であること。 表面のこう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなる場合は可能な限り航空機の損傷を軽減できるこう配であるか、外側に向かって高くなる場合は4%以下であること。 形状については、別図１０のとおりとする。	
PSS	転移表面を不要とする場合は、１分の１のこう配を有する別図１１に示すPSSを少なくとも一つ設定し、PSSの上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域端を同表面の底辺とする。	
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図１２のとおりとする。なお、安全区域が円形の場合は、安全区域の直径と同じ長さで、進入方向に直交して安全区域の円に外接する直線を進入表面の底辺とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、別図１３によることができる。 進入表面は、原則として８分の１以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。使用機の性能に応じ進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが１５２．５ｍとなる進入表面のこう配以下とする。	
転移表面	転移表面は、２分の１以下のこう配を有する別図１２に示す表面とし、転移表面の上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域が円形の場合は、進入方向に平行して安全区域の円に外接する直線を転移表面の底辺とする。ただし、離着陸に際して横方向への移動が計画されない場合は、転移表面は不要とすることができる。	

ｂ　（略）

（４）許可期間

ａ～ｄ　（略）

ｅ　前各項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、１年を限度とし包括的に許可することができる。ただし、（ｃ）及び（ｄ）については垂直離着陸飛行機又はマルチローターを除く。

（ａ）当該離着陸場において飛行場に準じた管理が行われている場合

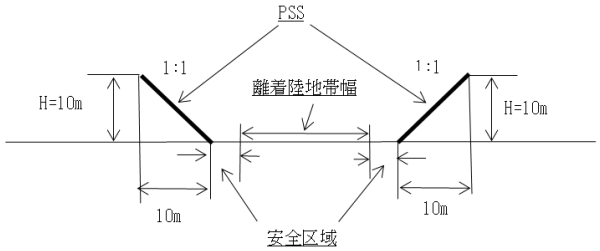
（ｂ）～（ｄ）　（略）

（５）　（略）

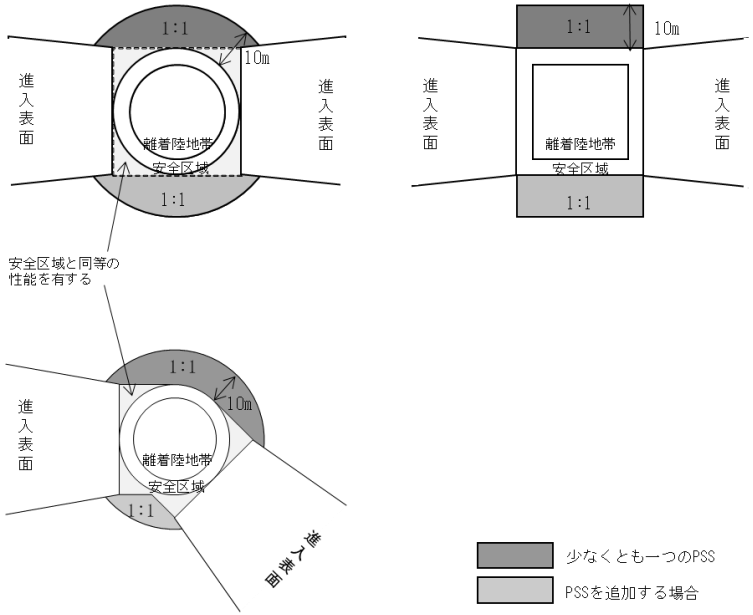
改正後

別図－１１　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合のProtected Side Slope(PSS)の略図
（９－（３）－ａ－（ｃ））

※断面図



※平面図（例）

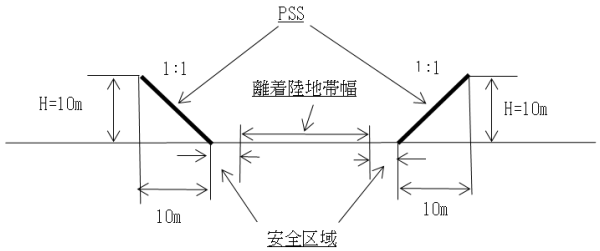


※PSSの下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。
なお、安全区域端をPSSの底辺とする。

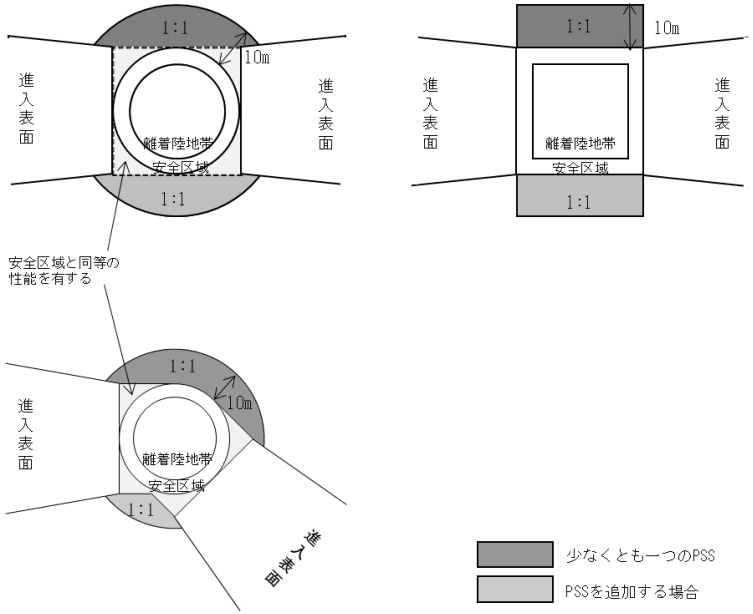
改正前

別図－１１　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合のProtected Side Slope(PSS)の略図
（９－（３）－ａ－（ｃ））

※断面図



※平面図（例）



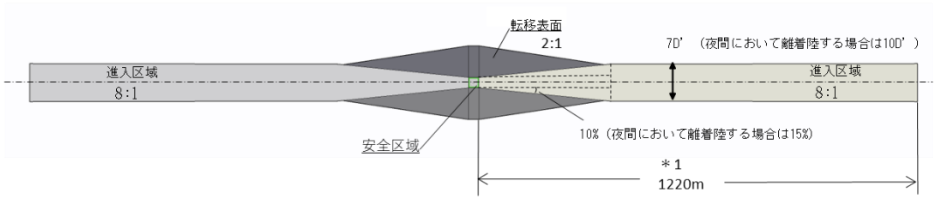
※PSSの下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。
なお、安全区域端を同表面の底辺とする。

改正後

別図－１２（１）

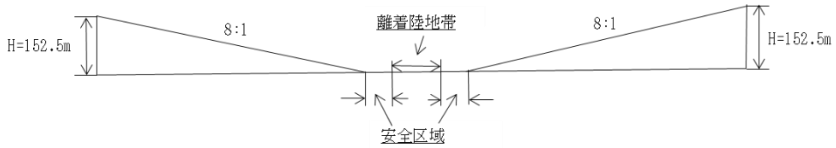
垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面
（９－（３）－ａ－（ｃ））

①平面図



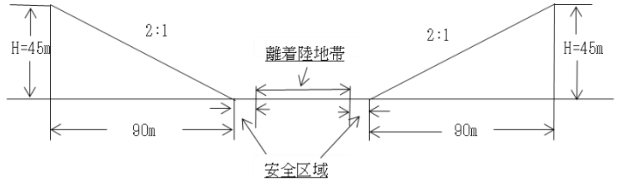
＊1　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。

②進入表面断面図

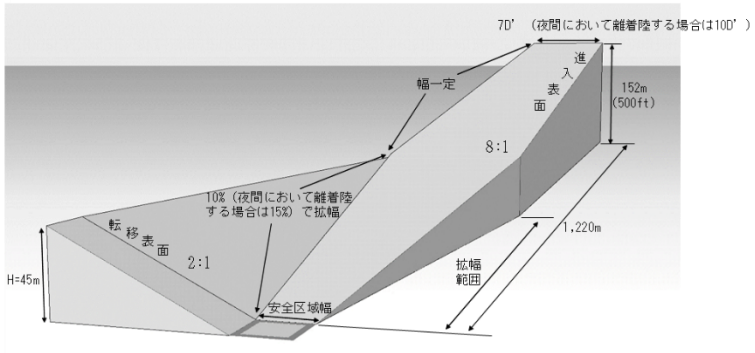


※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。

③転移表面断面図



④立体図

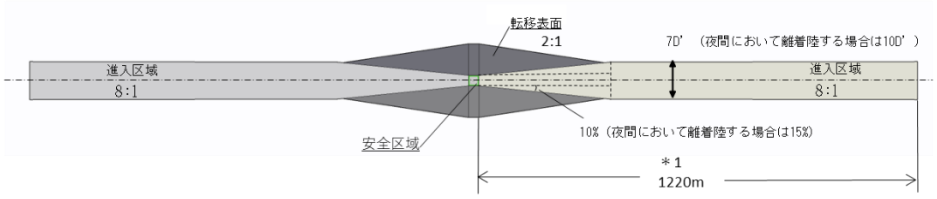


改正前

別図－１２

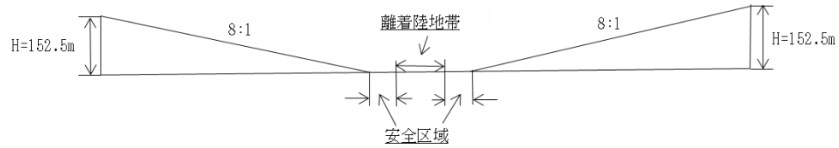
垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面
（９－（３）－ａ－（ｃ））

①平面図



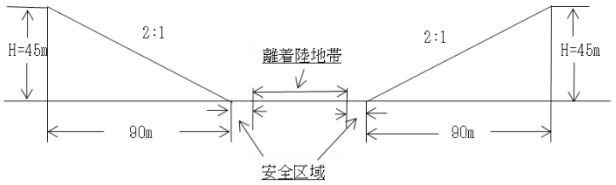
＊1　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。

②進入表面断面図

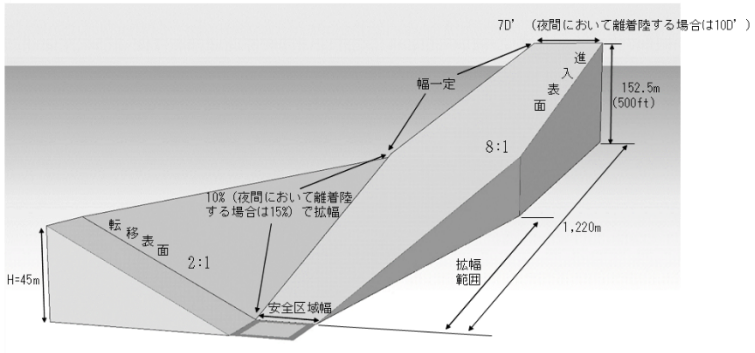


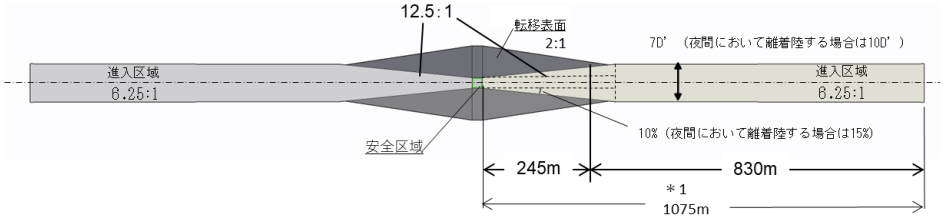
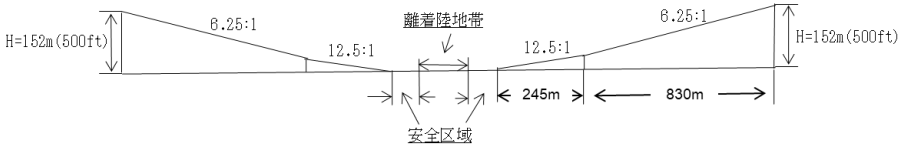
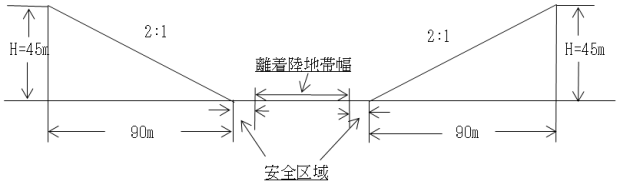
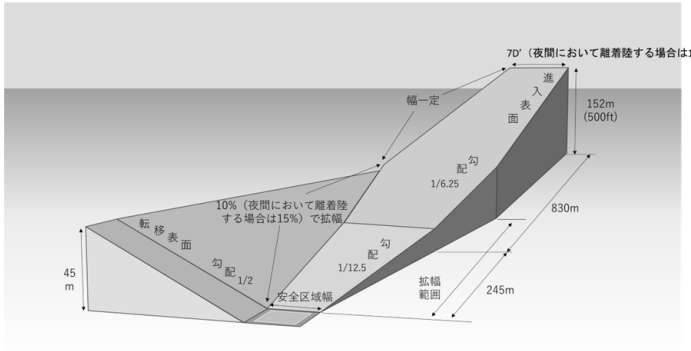
※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。

③転移表面断面図



④立体図



改正後	改正前
別図－１２（２） 垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面 （９－（３）－ａ－（ｃ）） ①平面図  ＊1　進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物件との安全間隔を考慮して短縮することができる。 ②進入表面断面図  ※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。 ③転移表面断面図  ④立体図  	（新設）

附　則

１　この改正通達は、令和●年●月●日から適用する。

２　この通達の適用の際現に法第 79 条ただし書の許可を受けて空港等以外の場所に離着陸しているものは、当該許可に係る許可期間の満了の日までは、なお従前の例により当該離着陸をすることができる。

３　（Ａ）－３－（５）の申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

４　（Ａ）－９－（２）－a の申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

５　（Ａ）－９－（５）－b－(a)の規定により交付される許可書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

改正後

（法第 60 条ただし書、法第 79 条ただし書、法第 81 条ただし書及び法第 89 条ただし書関係）　様式６－１

航空交通管制用自動応答装置の不装備航行許可申請書
____場外離着陸許可申請書
最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書
物件投下届出書

年　月　日

○○空港事務所長　○○○○　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空交通管制区及び航空交通管制圏において航空機が航空交通管制用自動応答装置（ＡＴＣトランスポンダ）を装備しないで航行することについて、航空機が空港等以外の場所に離着陸することについて、及び最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第 60 条ただし書、同法第 79 条ただし書及び同法第 81 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
　また、航空機から物件を投下することについて同法第 89 条ただし書の規定により届け出ます。

記

共通事項	航空機	型式	
		国籍	
		登録記号	
	飛行計画の概要	飛行の目的	
		日時	
		経路	
	操縦者	氏名	
		資格	定期・事業用・自家用

改正前

（法第 60 条ただし書、法第 79 条ただし書、法第 81 条ただし書及び法第 89 条ただし書関係）　様式６－１

航空交通管制用自動応答装置の不装備航行許可申請書
飛行場外離着陸許可申請書
最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書
物件投下届出書

年　月　日

○○空港事務所長　○○○○　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空交通管制区及び航空交通管制圏において航空機が航空交通管制用自動応答装置（ＡＴＣトランスポンダ）を装備しないで航行することについて、航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、及び最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第 60 条ただし書、同法第 79 条ただし書及び同法第 81 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
　また、航空機から物件を投下することについて同法第 89 条ただし書の規定により届け出ます。

記

共通事項	航空機	型式	
		国籍	
		登録記号	
	飛行計画の概要	飛行の目的	
		日時	
		経路	
	操縦者	氏名	
		資格	定期・事業用・自家用

改正後	改正前

	飛行方式の区分		計器飛行方式・有視界飛行方式
法第60条関係	装備することのできないＡＴＣトランスポンダのモード及び数量		式
	ＡＴＣトランスポンダを装備することができない理由		
	無線電話の装備状況		式
法第79条関係	離着陸の日時		
	離着陸の場所		
	離着陸の場所の概要（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること）	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）を示す実測図	
		離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
		進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
	離着陸を行う理由		
	場外離着陸場において離着陸に関し事故を防止するための措置		

	飛行方式の区分		計器飛行方式・有視界飛行方式
法第60条関係	装備することのできないＡＴＣトランスポンダのモード及び数量		式
	ＡＴＣトランスポンダを装備することができない理由		
	無線電話の装備状況		式
法第79条関係	離着陸の日時		
	離着陸の場所		
	離着陸の場所の概要（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること）	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）を示す実測図	
		離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
		進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
	離着陸を行う理由		
	場外離着陸場において離着陸に関し事故を防止するための措置		

改正後	改正前

<table>
<tr><td rowspan="5">法第81条関係</td><td>低空飛行を行う経路及び高度
（低空飛行を行う経路及び高度を表示するほか、右に掲げる図面を添付すること。）</td><td colspan="2">経路上の飛行高度を示す平面図。低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点に至るまでの間における障害物件並びに人又は家屋の密集の程度を示す図。</td></tr>
<tr><td>低空飛行を行う理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同乗者</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>同乗の目的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">飛行高度</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">法第89条関係</td><td colspan="2">物件投下の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">投下物件の概要</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>形状（規格）</td><td></td></tr>
<tr><td>重量</td><td></td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">法第81条関係</td><td>低空飛行を行う経路及び高度
（低空飛行を行う経路及び高度を表示するほか、右に掲げる図面を添付すること。）</td><td colspan="2">経路上の飛行高度を示す平面図。低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点に至るまでの間における障害物件並びに人又は家屋の密集の程度を示す図。</td></tr>
<tr><td>低空飛行を行う理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">同乗者</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>同乗の目的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">飛行高度</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">法第89条関係</td><td colspan="2">物件投下の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">投下物件の概要</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>形状（規格）</td><td></td></tr>
<tr><td>重量</td><td></td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

改正後	改正前

（法第 79 条ただし書関係）　　様式６－１０

＿＿場外離着陸許可申請書

年　　月　　日

〇〇空港事務所長　〇〇〇〇　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空機が空港等以外の場所に離着陸することについて、航空法第 79 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

航空機	型式	
	国籍	
	登録記号	
離着陸の日時		
離着陸の場所（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること）	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）の実測図	
	離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
	進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
離着陸の理由		

（法第 79 条ただし書関係）　　様式６－１０

飛行場外離着陸許可申請書

年　　月　　日

〇〇空港事務所長　〇〇〇〇　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、航空法第 79 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

航空機	型式	
	国籍	
	登録記号	
離着陸の日時		
離着陸の場所（所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること）	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）の実測図	
	離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
	進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
離着陸の理由		

改正後	改正前

事故を防止するための措置		
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日時	
	経路	
操縦者	氏名	
	資格	定期・事業用・自家用
その他参考となる事項		

事故を防止するための措置		
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日時	
	経路	
操縦者	氏名	
	資格	定期・事業用・自家用
その他参考となる事項		

改正後	改正前
（法第 79 条ただし書関係）　様式６－１２ 第　　号 許　可　書 殿 年　月　日付け　　第　　号で申請のあった空港等以外の場所における離着陸は、航空法第 79 条ただし書の規定により、下記の条件を付して申請のとおり許可する。 記 航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付加することがある。 年　月　日 ○○空港事務所長　○　○　○　○　印 （注）申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。	（法第 79 条ただし書関係）　様式６－１２ 第　　号 許　可　書 殿 年　月　日付け　　第　　号で申請のあった飛行場以外の場所における離着陸は、航空法第 79 条ただし書の規定により、下記の条件を付して申請のとおり許可する。 記 航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加することがある。 年　月　日 ○○空港事務所長　○　○　○　○　印 （注）申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。